

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地域（行政相談）

▷ 2月13日(休) 10:00~12:00

▷ 2月27日(休) 10:00~12:00

市役所 1階相談室 1A

問い合わせ先…市民課 内線2318

金木地域（行政・人権合同相談）

▷ 2月12日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

市浦地域（行政・人権合同相談）

▷ 2月4日(火) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

法務局人権相談

▷ 月曜日～金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局 1階人権相談室

問い合わせ先…青森地方務局五所

川原支局 Tel.34-2330

人権擁護委員として、長内一さん(五所川原地域再任)、工藤文久さん(金木地域新任)が、令和7年1月1日付けで法務大臣から委嘱されました。任期は3年です。

また、令和7年1月1日付けで任期満了により退任となった藤本敦子さんに、法務大臣から感謝状が贈呈されました。

令和7年度「青森県交通災害共済」の受付が始まります

交通災害共済は、全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。青森県民の方であればどなたでも加入することができます。ぜひ家族そろって加入しましょう。

*詳細は別紙「青森県交通災害共済チラシ（ピンク色のチラシ）」にてご確認ください。

問い合わせ・申込先

環境対策課 内線2363/金木総合支所地域振興係 内線3121/市浦総合支所地域振興係 内線4015

立佞武多の館を休館します

リニューアル工事に伴い、施設を休館します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

休館期間（予定）

4月1日～令和8年6月30日

問い合わせ先

商工観光課 内線2575

国民年金保険料免除等の申請をお忘れなく

保険料を納め忘れた状態であると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由や失業等により納付することが困難な方は、保険料の納付を免除・猶予する各種制度がありますので、国民年金窓口で申請手続きをしてください。免除・猶予は申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請することができるため、納め忘れた期間がある方もぜひご相談ください。

*詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

▷ 国保年金課 内線2343

▷ 弘前年金事務所

Tel.0172-27-1339

国民年金保険料を口座振替・クレジットカードで前納するとお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード払いをご利用いただけます。

保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省ける上、納め忘れもなく便利です。また、早割制度や前納を利用された場合は、保険料が割引となります。

口座振替をご希望の方

年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

クレジットカード納付をご希望の方

年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、使用されるクレジットカードを持参のうえ、年金事務所へお申し出ください。

前納の種類

▷ 2年前納…4月～翌々年3月分（2月末日までに申込み）

▷ 1年前納…4月～翌年3月分（2月末日までに申込み）

▷ 6カ月前納…4月～9月分

（2月末日までに申し込み）、10月～翌年3月分（8月末日までに申込み）

納付方法別割引額（口座振替/クレジットカード）

▷ 2年前納…約16,000円/約15,000円

▷ 1年前納…約4,000円/約3,000円

▷ 6カ月前納…約1,000円/約800円

▷ 当月末振替(早割)…月々60円/早割制度無し

*詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先

▷ 国保年金課 内線2343

▷ 弘前年金事務所

Tel.0172-27-1339

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の合算額が限度額を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下の場合を対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬(予定)に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付しますので、届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方等がいる世帯には「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる方はお問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課
内線2346

